

公告第 562 号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合規約の一部変更について、令和2年7月31日に近畿厚生局に届け出たので公告します。

変更内容

兵庫トヨタ自動車健康保険組合規約第47条（予備費の費途）第1項第1号に、予備費の費途として本来認められていない「事務所費」が設定されていたので、これを削除し以下の各号を繰り上げるよう、下記の通り変更する。

この規約は令和2年9月1日から施行する。

記

（予備費の費途）

第47条 一般勘定のうち、予備費を充てることの出来る費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保険給付費
- (2) 納付金
- (3) 保健事業費
- (4) 還付金
- (5) 財政調整事業拠出金

令和2年8月7日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

理 事 長 瀧 川 博 司